

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ （令和7年度No.4）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 「パートナーシップ構築宣言」について

別添2 「建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について」の施行について

別添3 「（一財）経済調査会による「建築保全業務労務費等調査」へのご協力をお願い」について

別添4 「「研修センターふじの」における二等無人航空機操縦士講習（ドローン講習）の開催案内及び受講者募集の協力依頼について

別添 1

全 警 協 発 第 1 2 0 号

令 和 7 年 7 月 1 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

パートナーシップ構築宣言について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁及び中小企業庁から、別添文書のとおり協力依頼がございました。

つきましては、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指すことを目的とする「パートナーシップ構築宣言」に積極的に参加していただきたく、また、重層的なサプライチェーンを構築されている宣言企業におかれては、ひな形が改正されていますので、「3. その他（任意記載）欄」へ記載を追加する更新をご検討いただきたく、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/>

一般社団法人全国警備業協会会長

事務連絡
令和7年7月

パートナーシップ構築宣言について

警察庁生活安全局生活安全企画課長
中小企業庁事業環境部企画課長

政府では、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。関係団体の皆様の御尽力により、宣言数は7万社を超え、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

昨今、我が国経済は原油・原材料等の価格高騰や円安等に伴う急激なコスト上昇に直面しており、賃上げ原資の確保の観点からも、適切な価格転嫁の実現が喫緊の課題となっております。また、地政学リスクの上昇に伴うサイバーセキュリティ確保や、GX等、多様な社会課題についても取組の重要性が高まっております。これらの課題に適確に対応するためには、一部の企業だけでは限界があり、サプライチェーン全体での取組が必要不可欠です。

関係団体の皆様の御尽力により、「パートナーシップ構築宣言」は拡大を続けておりますが、このような現下の経済社会情勢の下でこそ、各事業者において、宣言の趣旨を踏まえ、サプライチェーン全体での課題克服に向けた取組や、取引関係の適正化に向けた取組が実行されることが、一層強く、期待されるところであります。

本年2月21日に開催した「第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」においては、取引階層が深くなるにつれて、価格転嫁率が低下する傾向があるという実態を踏まえ、直接の取引先だけでなく、2次以降の取引階層も視野に入れた対応が必要であることが議論されました。

これを踏まえ、重層的なサプライチェーンにおける価格転嫁が進むよう、ひな形を改正いたしました。なお、ひな形については、経済産業省のホームページにおいて公表されているところ、今回の改正は、同ひな形の「3. その他（任意記載）」欄における記載例の追加に伴う改正であるため、全ての企業において宣言の更新が必要となるわけではありません。重層的なサプライチェーンを構築されている宣言企業の皆様におかれましては、3. その他（任意記載）欄へ記載を追加する更新をご検討いただきたいと考えております。

つきましては、貴協会におかれては、加盟員の皆様へ、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が改正されたこと、全ての企業において宣言の更新が必要となるわけではないものの、重層的なサプライチェーンを構築されている宣言企業の皆様におかれては、宣言の更新を検討いただきたいことについて、周知をお願いいたします。また、まだ宣言されていない加盟員の皆様へは、引き続き宣言の実施をご検討いただくよう、併せて周知をお願いいたします。

以上、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

別添 2

全 警 協 発 第 1 2 2 号

令 和 7 年 7 月 9 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、厚生労働省、警察庁及び国土交通省から当協会に対し別添文書のとおり協力依頼がございました。

改正労働安全衛生規則につきましては、既報（全警協発第 87 号）及び機関誌「セキュリティ・タイム」（5 月号・12 ページ）のとおりですが、本通達では、警備業特有の労働環境を鑑みた、より具体的な方策が示されております。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 4 日

(別記) 建設業関係団体の長 殿
一般社団法人 全国警備業協会会長 殿

厚生労働省
労働基準局安全衛生部労働衛生課長
警察庁
生活安全局生活安全企画課長
国土交通省
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部計画課長
整備課長
不動産・建設経済局建設業課長
建設振興課長

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

平素より、建設現場における建設業従事者及び警備員による熱中症をはじめとする労働災害等の防止に当たっては、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和 6 年における休業 4 日以上之死傷災害は、1,195 人と調査開始以来最多となっています。特に、死亡災害については、3 年連続で 30 人以上となるなど、その対策が喫緊の課題となっています。

こうした中、厚生労働省において、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下、「安衛則」という。）を改正し、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」（以下、「改正安衛則に基づく措置」という。）を新たに義務付け、令和 7 年 6 月 1 日から施行しています（参考 1）。

特に、建設現場において交通誘導等の警備業務（以下、「警備業務」という。）に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあることなどを背景として、熱中症による死亡災害が毎年発生するなど深刻な状況となっており、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

また、建設業従事者についても、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、熱中症による死亡災害が毎年発生しており、警備業務に従事する警備員同様、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

つきましては、今回、事業者に対し新たに義務付けられた改正安衛則に基づく措置も含め、建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の実施に当たって、建設工事に関係する各主体において取り組むことが望ましい事項について、下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれては、建設業と警備業が一体となっていく取組にご協力いただき、建設現場で作業に従事するすべての者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性ある対策の推進をお願いします。

なお、国土交通省本省から地方整備局等直轄工事発注担当部局や地方公共団体等に対しても、発注者の取組事項をはじめ、本趣旨を理解のうえ、発注者として適切に取り組むよう通知を発出することを申し添えます。

記

- 1 改正安衛則に基づく措置の確実な履行確保に当たっての建設工事の元方事業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）上の元請負人など。以下同じ。）及び関係請負人（建設業法上の下請負人など。以下同じ。）と警備業務を請け負った警備会社との連携について
 - （１）改正安衛則に基づく措置は、個々の事業者が講ずべきものであり、建設現場において警備業務を行う場合には、警備会社が講ずべきものであるが、建設現場において警備業務に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあるほか、工事の規模によっては、自宅と現場との直行又は直帰の場合や単独での警備業務の場合も少なくないことから、警備会社のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
 - （２）また、建設業従事者についても、同様に改正安衛則に基づく措置は、元方事業者、関係請負人それぞれが講ずべきものであるが、建設工事は一般に所属の異なる者が混在して、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、警備業務に従事する警備員同様、関係請負人のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
 - （３）このため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下、「安衛法」という。）第 30 条第 1 項に基づく協議組織等において元方事業者と関係請負人が協議の上、建設現場を統括管理する元方事業者が現場全体を対象とし、改正安衛則に基づく措置を実施するよう、関係請負人との調整を図るとともに、警備業務を請け負わせる警備会社とも調整の上、当該現場において警備業務に従事する警備員を、これらの改正安衛則に基づく措置の対象に含めることが望ましい。
 - （４）熱中症の症状が認められ、医療機関を受診した際、医師から基礎疾患や健康診断の結果等、被災者に係る情報の確認を求められる場合もあることから、元方事業者が関係請負人や警備会社と調整する際には、予め医療機関からの問い合わせ先を定めておく、又は建設業従事者や警備員に所属事業場の問い合わせ先を記した物を携帯させておくなど、医療機関における応急措置が円滑に行われるような工夫を行うことが望ましい。
 - （５）なお、改正安衛則に基づく措置は、安衛法第 22 条に基づくものであり、元方事業者、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社のそれぞれが個々の事業者として義務を追うものであるため、上記（３）に基づき、元方事業者が建設現場全体を対象とした改正安衛則に基づく措置を代表して講ずることとする

場合についても、関係請負人や警備業務を請け負った警備会社が負うべき義務までも元方事業者が負う趣旨ではない。

このため、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社は、元方事業者との調整において、元方事業者が改正安衛則に基づく措置を講ずる予定であること、又は、元方事業者により当該措置が実施されていることを確認する必要があること。また、元方事業者が代表して講ずることとした改正安衛則に基づく措置が未実施の場合には、元方事業者に対してその実施を求める又は自らが当該措置を講ずる必要があること。

2 熱中症予防に当たって各主体において取り組むことが望ましい事項について

(1) 発注者の取組事項

- ・ 発注者は、建設業従事者や警備員による熱中症予防も含め、施工時の安全衛生を確保するために適切な熱中症対策等の施設対応や水分・塩分補給・身体を冷却するための衣服などの備品等対応に必要な経費を計上する等の配慮を行うこと。
- ・ 受注者より、熱中症対策の強化の観点から、酷暑時の作業時間の短縮やこれに伴う工事内容や工期等の変更について申し出があった場合は、誠実に協議に応じ、発注者のルールに従って適切に対応すること（参考2）。

(2) 建設工事の元方事業者の取組事項

- ・ 元方事業者として関係請負人に対して仕事を注文する場合は、令和5年8月9日付け国不専建第24号「安全衛生対策項目の確認表の作成について」（参考3）及び令和6年3月29日付け国不専建第63号「安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について」（参考4）を踏まえて作成した標準見積書において、熱中症対策に必要な経費を明確化するように努めるとともに、警備業務を注文する場合においても、これに準じた経費の明確化を図ることが望ましい。
- ・ 警備会社から、熱中症対策の強化の観点から必要な資機材の確保や交代要員も含めた人員の確保に必要な経費について申し出があった場合は、誠実に協議するとともに、必要に応じ、発注者と協議の上、必要な経費の確保に努めることが望ましい。
- ・ 現場全体の熱中症対策に関する計画を策定する場合は、警備会社との事前協議により、警備員の休憩時間の確保など、警備業務に従事する警備員を考慮した内容とすることが望ましい。
- ・ 建設現場において、関係請負人の労働者等が使用可能な休憩施設や水分・塩分補給のための設備等を設けた場合には、警備業務に従事する警備員にもこれらを利用できるようにすることが望ましい。

(3) 建設工事の関係請負人の取組事項

- ・ 関係請負人は、元方事業者から提示された労働災害防止対策の実施者及び対策に要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積もり、元方事業者に交付する見積書に明示することが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用に努めること。

- ・ 熱を吸収し、又は保熱しにくい服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。
- ・ 熱中症を予防するために、建設業従事者に、日常の健康管理を意識させ、暑熱順化を行ってから作業を行わせることが望ましい。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取させるほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出させること。

（４）警備会社の取組事項

- ・ 警備業務に従事する警備員の熱中症を予防するために必要な資機材の確保や体調不良者が生じた場合に備えた代替要員の確保に係る経費が必要な場合は、内容を明確にした上で、元方事業者と協議の上、その確保に努めることが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力するとともに、当該内容を警備業務に従事する警備員に対して周知すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用がなされるよう、警備員に対して必要な周知・指導に努めること。
- ・ 警備業務に従事する警備員の負担軽減に資するような作業方法（座哨警備等）や服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。

（５）行政機関、関係団体の取組事項

- ・ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署において、国土交通省、警察庁等の関係行政機関や関係団体の協力を得ながら、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を活用し、改正安衛則も含め、夏季における熱中症予防対策の徹底を図ること。
- ・ 都道府県労働局等は、発注機関連絡会議等の場を活用し、地方公共団体や都道府県単位の団体においても上記取組の促進を図られるよう、必要な働きかけを行うこと。
- ・ 厚生労働省は、高年齢労働者が多く就業する建設業及び警備業における熱中症予防対策の充実・強化を図るため、「エイジフレンドリー補助金」（参考５）などを活用した取組の推進を図る。
- ・ 厚生労働省は、関係行政機関や関係団体と連携の上、「スポットクーラーと簡易テントの組合せ」等警備業における単独での警備業務などにも対応可能な簡便な熱中症予防策について、民間企業における先進的な取組を収集し、水平展開を図る。

全警協発第 126 号

令和 7 年 7 月 18 日

協会長 各位

(一社) 全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

(一財) 経済調査会による「建築保全業務労務費等調査」へのご協力のお願い
及び同調査に関する Web セミナーの実施について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、建築保全業務労務単価の決定のための建築保全業務労務費等調査につきまして、国土交通省及び(一財)経済調査会から、みだし調査に関する協力依頼がございました。

みだし調査は、(一財)経済調査会が、国土交通省官庁営繕部の委託により、建築物等の点検及び保守、運転・監視、清掃、室内環境測定、施設警備等の各業務を合理的かつ効率的に執行するために、各業務に従事する技術者等の賃金実態を調査し、令和 8 年度建築保全業務労務単価作成のための基礎資料とすることを目的に、(一財)経済調査会から施設警備業務を実施している当協会加盟員などを対象に全国規模で実施されます。

ご高承のとおり、建築保全労務単価は積算の基礎資料として広く活用され、業界にとっても大変重要な関心事であります。当協会と致しましても、本調査への適切かつ積極的な対応が、業界における経営基盤の強化及び労務環境の適正化に繋がるものと考えているところでございます。

つきましては、ご多忙のところ恐縮に存じますが、施設警備業務を実施している加盟員に対し適切な対応を賜りますよう周知方お願い申し上げます。

また、同調査への対応等について、既報(全警協発第 107 号)のとおり Web セミナーを実施することと致しましたので、あわせて周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本調査は、7 月中旬から下旬に(一財)経済調査会から施設警備業務を実施している加盟員に対し、直接実施されることとなっております。調査対象となった加盟員に対して、Web セミナーを受講するように積極的な働き掛けをいただきますようお願い申し上げます。

謹 白

令和7年7月

一般社団法人 全国警備業協会
会長 村井 豪 殿

一般財団法人
代表理事



「建築保全業務労務費等調査」ご協力のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省大臣官房官庁営繕部の委託により、建築物等の点検及び保守、運転・監視、清掃、室内環境測定、施設警備等の各業務を合理的かつ効率的に執行するために、各業務に従事する技術者等の賃金実態調査を実施することになりました。

この調査は令和8年度建築保全業務労務単価作成のための基礎資料を得ることを目的としたものです。

今回、貴協会の協会員様に対して調査票を配布したくご協力をお願いするとともに、より多くの調査サンプル確保のために、当該調査のご周知のお願いも併せてお願いに伺いました。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

< 調査票の返送先・問い合わせ先 >

〒105-0004 東京都港区新橋6丁目17番15号

TEL 03(5777)8215 FAX 03(5777)8230

一般財団法人 経済調査会 土木第一部

担当：岩橋・下地

国 営 保 第 8 号

令和7年7月4日

一般社団法人 全国警備業協会

会長 村井 豪 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

保全指導室長 米原 賢

(公印省略)

建築保全業務労務費等調査について（協力依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本調査につきましては、当省が毎年公表している「建築保全業務労務単価」の作成に資する目的で、保全業務従事者の賃金及び労働時間等の実態を把握するために、国土交通省大臣官房官庁営繕部が実施しているものです。

本単価は国家機関のみならず、地方公共団体等においても広く活用されており、保全業務委託費の算出に与える影響が大きいことから、適正な単価を作成するためには本調査が大変重要であると考えております。

なお、本調査は、一般財団法人経済調査会に委託して実施致します。

調査の実施にあたっては、貴協会会員皆様のご協力を得ることが不可欠ですので、業務多忙の折、誠に恐縮に存じますが、貴協会及び会員皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

全警協発第 132 号
令和 7 年 8 月 4 日

協会長 各位

(一社) 全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

「研修センターふじの」における二等無人航空機操縦士講習（ドローン講習）
の開催案内及び受講者募集の協力依頼について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今急速に成長しつつあるドローンビジネスであります。社会の安全・安心に対するニーズの高まりを受けて、警備業界においてもドローンを活用したセキュリティビジネスの期待が高まっているところであります。

このような状況において、当協会では令和 7 年 5 月 16 日に「警備業でのドローン活用の実際と制度動向」と題したWEBセミナーを開催致しましたところ、当該セミナーには 300 名を超える加盟員が参加され、関心の高さを示したところであります。

また、当該セミナー後のアンケート調査では、聴講者の 7 割が「将来はドローンを活用したい」との意見が寄せられたところであります。

そこで、当協会と致しましては、このたび国土交通省登録講習機関であるデジタルハリウッドロボティクスアカデミーと協力し、別添のとおり「研修センターふじの」において二等無人航空機操縦士講習（ドローン講習）を開催することといたしました。

つきましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、貴協会加盟員に対し、別添「二等無人航空機操縦士講習の開催 in 研修センターふじの」を周知して頂きたいお願い申し上げます。

なお、別添「二等無人航空機操縦士講習の開催 in 研修センターふじの」は、全警協ホームページのお知らせにも掲載しており、ダウンロードすることができます。

謹 白

【本件に関するお問合せ】

<研修センター 研修企画第二課 中村>

[TEL:03-3342-5823](tel:03-3342-5823) FAX:03-3342-6074

ホームページ : <http://www.ajssa.or.jp/>

二等無人航空機操縦士講習の開催 in 研修センターふじの

1. 開催期間

下記日程（各日10:00～19:00で講習を実施）

イメージ

- 第1回 令和7年9月10日(水)～12日(金)の3日間の連続受講
- 第2回 令和7年9月16日(火)～18日(木)の3日間の連続受講
- 第3回 令和7年11月11日(火)～12日(水)、18日(火)の2日+1日の3日間の受講
- 第4回 令和7年12月2日(火)、8日(月)、16日(火)の日帰り3日間の受講

2. 主催

デジタルハリウッド ロボティクスアカデミー(国土交通省登録講習機関)
※実施場所は「研修センターふじの」になります。

3. 受講料

お一人 **228,000円** 税別 (250,800円 税込)

※受講料には教材費(テキスト・室内練習用ミニドローン機体)・実地試験料、実習で使用するレンタルドローン等の費用が含まれています。

※基礎講習と経験者向け講習のセットでのご提供となります。

4. 目的

ドローンビジネスの実務において、担当者及びパイロットに求められる運用上の知識や安全な利活用を実現する技術(整備・点検・操縦)を習得する。

5. 対象

警備会社においてドローンビジネスを担当予定の方及びドローンパイロットを目指す方

6. 申請可能ライセンス

二等無人航空機操縦士 ※学科試験は指定試験機関で別途受験が必要となります。

7. 定員

各回6名迄(最少催行人数4名)
※先着順となります。定員を超えた場合は次回開講クラスをご案内させていただきます。

8. 実施場所

研修センターふじの 〒252-0187 神奈川県相模原市緑区名倉2310 電話042-687-4501
※JR中央本線「藤野駅」から徒歩15分。

9. 宿泊について

連続して講習がある日程(第1回、第2回、第3回)は「研修センターふじの」に下記の料金を宿泊することができます。

- ① 相部屋利用の場合 お一人様 3,500円 税別 (3,850円 税込)
- ② 一人部屋利用の場合 お一人様 4,500円 税別 (4,950円 税込)

10. 食事について

食堂が併設されていますが、受講人数が少なく開店できないため、食事は各自でご用意ください。
宿泊される場合は、施設内の自動販売機(カップラーメン、パン等)をご利用いただくか、周辺の飲食店をご利用ください。(周辺にある飲食店は限られておりますので営業日時等をご自身でご確認ください。)

お問合せ・お申込み

1

施設のご利用・ご宿泊に関する お問合せ・お申込み

(一社)全国警備業協会 研修センターふじの
Tel:042-687-4501

2

講習内容に関するお問合せ

デジタルハリウッド ロボティクスアカデミー

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4F
Mail:robotics@dhw.co.jp Tel:03-3527-1388

講習のお申込フォームはこちら

<https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1751425100MCKYqReQ>

